

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市情報公開審査会
会長 松本 和彦

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

別表の（い）欄により諮問のありました件について、一括して次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が行った別表の（か）欄に記載の決定（以下「本件各決定」という。）は、いずれも妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、別表の（う）欄に記載の年月日に、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、別表の（え）欄に記載の旨の公開請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 本件各決定

実施機関は、本件各請求を却下する理由を別表の（き）欄に記載のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき本件各決定を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、別表の（く）欄に記載の年月日に、本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき、異議申立て（以下「本件各異議申立て」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 今回の却下する理由は阿倍野区の恣意的で悪意のある市民を排除する決定と考える。市民として当然知り得たい大阪市政・阿倍野区の行政運営を知る手だて、また行政監査請求権の判断書類を「公開権の濫用」と一刀両断に全件拒否して精査すら行っ

た形跡もなく、ただ条例に基づいた権利を一蹴する事自体が条例制定の趣旨に反する。また行政監査請求権の侵害になるため。

- 2 条例は市民が阿倍野区の行政姿勢に単純に疑問を抱き正当に市政の内容を知りうる「機会を与えられた請求権を行使したまでのもの」で有って、請求の却下は市民の知る権利をはく奪した差別事象であり、同区副区长らが「市を相手取って訴えてみろ」と言いながら公文書公開を拒否したのは、そもそも条例の制定意義を順守していない。また阿倍野区は本公開請求を行使しない限り、口頭では誠意ある回答を全くしようとしない。それなのに正当な手続きをもって知ろうとすると、条例に謳われていない「大量」と決めつけられ（何件をもって「大量」となるのか）、市民の会話を「言動」と決めつけ（何ををもって言動がおかしいと決めつけているのか、現に来所し阿倍野区の不作為行為に呆れて更なる損益も我慢し後期高齢者医療の手続きを行い、尚且つ市への国民健康保険料を一切未納なく納めているのに何の根拠を持っての言動なのか。）、「濫用」と断じ（何の根拠の書類を持って濫用と決めつけているのか条例に濫用の規定などが無い）が却下の理由に盛り込まれておらず、却下の理由に合理性なく同 10 条 3 項の規定も遵守されていない。恣意的なものとししか考えられず、条例の主旨と乖離しており疑問を禁じ得ない。

- 3 却下する理由が毎回繰り返しの阿倍野区の恣意的で悪意のある市民差別と断じる。総務課長は市民差別を行う人否人であり、使役者である市民からすれば「全体の奉仕者で有らねばならない大阪市職員として欠格事項を持つ・懲戒・分限の対象公務員」であり、何ら市民の主情を聴く訳でもなく、「面倒くさい市民」に「公権力」を振りかざし、差別という蛮行を行う輩に決定されたものなので絶対に受け入れられない。

同区は大阪市のほかの部署に聞いても「おかしい」と異口同音に言う却下決定を同一文言で何度も繰り返し、精査すら行った形跡もない。ただ条例に基づいた権利を一蹴する事自体が条例制定の主旨に反する。不作為行為であり、差別である。

市民に対し執拗に「言動」という差別標記を続け、手続き終了し、完納してすでに使用している後期高齢者医療のことを未だにことさら蒸し返し、却下理由にしている根拠を示せ。また、「不服申し立て中は市民差別」に終始する総務課長を処分するよう強く訴える。

却下の理由には合理性の欠片もなく、恣意的な不作為か差別とししか断じえない。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 異議申立人は、平成 26 年 2 月以降、家族の後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことなどにより、大阪市阿倍野区役所の事業等に対して、177 件にのぼる本件各請求及び「市民の声」の制度を頻繁に利用したり、阿倍野区役所に対して執拗に架電し、複数回かつ長時間にわたり、罵声・暴言を阿倍野区役所職員に繰り返す行為を行っていた。

そのため、本市職員においては、相手方に対応せざるを得なくなり、複数の本市職員の業務遂行権が著しく侵害されていた。

さらに、異議申立人は、阿倍野区政運営全般に対しても強い不満を持ち「おまえ後ろから刺すぞ」、「自分らの娘やこどもを刺しに行ったらええんやな」、「腹立ったら自分らのところ爆破するとかいうて解決するしかないということやねんな」などの不穏当な言動もしており、何かの契機で不測の事態が起こることも考えられた。

これらのことから、平成26年6月17日に大阪地方裁判所に、仮処分命令の申立てを行い、同年7月16日に「(異議申立人)は、大阪市職員に対し、電話対応若しくは面談を強要し、大声を出し、罵声を浴びせ、又は脅迫をしない。」等の和解条項のもと、和解が成立した。

しかしながら、和解後も異議申立人から阿倍野区役所に対しての架電があったため、同年8月5日に弁護士から警告書が異議申立人に送付されている。

- 2 異議申立人は、本市職員への電話の中で、「この7万7000円損した分(家族の後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額)は、嫌がらせで儲けるといのが基本やね」、「溜飲を下げるのは、もういうたら自分らのことはしつこく公文書公開条例でやっていかな仕方ないということやね」、「7万円分(情報公開請求と市民の声で)遊ばしてもうたらええということやな」などと発言していることから、本件各請求が、正当な権利利益を実現するためではなく、嫌がらせの目的でなされたものであることは明らかである。
- 3 177件にのぼる本件各請求は、こうした状況の下で行われたものであり、しかもその内容が、公開請求内容が重複していたり、単なる市政批判に終始するものであったり、市職員名や関係者名を明らかにするよう要求したりするものであったり、特定の職員を名指しで論難・揶揄するものであったりするものが多数存在していることから、本件各請求は、全体として公開請求権の濫用に該当すると判断した。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

実施機関は、本件各請求が、公開請求権の濫用と認められるとして本件各決定を行っているのに対して、異議申立人は、本件各決定の取消しを求めている。

したがって、本件各異議申立てにおける争点は、本件各請求が公開請求権の濫用と

認められるとしてなされた本件各決定の妥当性である。

3 本件各決定の妥当性について

(1) 公開請求権の濫用について

公開請求権は、公開請求者が求める情報を請求する権利として尊重されるべきものではあるが、権利の行使とはいえ、常に例外なしに無制限に認められるというわけではなく、たとえば、公開請求の趣旨、内容その他諸般の事情から、公開請求の目的が、条例の趣旨から著しく乖離した不適正なものであることが一見して明白である場合など、当該公開請求が著しく不適正なものであると明らかに認められるときは、条例上、規定は設けられていないが、権利濫用に関する一般法理を適用することにより不適法な請求として却下できると解するのが相当である。(条例第4条参照)

もっとも、権利濫用の法理により公開請求を却下することは、条例が予定していないような例外的場合に限られるのであって、その適用にあたっては公開請求権を不当に制限することのないよう慎重な判断が求められることはいうまでもない。

(2) 本件各請求の権利濫用該当性について

ア 当審査会において確認したところ、本件各請求について、次の事情等が認められた。

(ア) 前記第4の1に記載の異議申立人に係る経過

(イ) 前記第4の1に記載の異議申立人の発言を受け、実施機関の職員が警察に被害届を提出していること

(ウ) 前記第4の2に記載の公開請求に関する異議申立人の発言

(エ) 前記第4の3に記載のとおり、本件各請求が前記第4の1に記載の異議申立人の発言から約3か月間の間に合計177件と、短期間に集中的にかつ大量になされていること

(オ) 本件各請求に係る公開請求書の「請求する公文書の件名又は内容」欄に、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求に関する異議申立人の主張に留まらず、実施機関及び実施機関の職員を名指しで誹謗中傷する記載があり、真に公文書の公開を求める趣旨でなされたとは到底解することができないものが多数存在すること

イ 上記アの事情等を総合的に勘案すると、本件各請求は、もはや条例の趣旨とは相容れない意図に基づく著しく不適正な請求であることは明らかであり、公開請求権の濫用に該当すると認められる。

4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 松本和彦、委員 小林邦子、委員 坂本団